

薬第 166 号
令和 5 (2023) 年 6 月 6 日

関 係 各 位

栃木県保健福祉部長 岩佐 景一郎

令和 5 (2023) 年度「愛の血液助け合い運動」の実施について

本県の血液事業の推進にあたりましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持するため、令和 5 (2023) 年 7 月 1 日 (土) から 7 月 31 日 (月) までの 1 か月間を「愛の血液助け合い運動」実施期間とし、広く国民の間に献血に関する理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることとしております。

本県においても、この運動の趣旨が広く県民に理解され協力を得られるよう、別添『令和 5 (2023) 年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱』に基づき、積極的に運動を展開したいと考えておりますので、御協力をお願いします。

薬務課 温泉・薬物対策担当 (萩原)

TEL 028-623-3119

FAX 028-623-3121

e-mail : hagiwarak03@pref. tochigi. lg. jp

令和 5(2023)年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱

1 目 的

我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について県民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期 間

令和 5(2023)年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの 1 か月間

3 実施機関

主催 栃木県、栃木県献血推進協議会、日本赤十字社栃木県支部、栃木県赤十字血液センター
後援 栃木県教育委員会、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、
(一社)栃木県薬剤師会、栃木県病院協会、(一社)栃木県私的病院協会、
(一社)栃木県病院薬剤師会、(株)下野新聞社、(株)栃木放送、(株)エフエム栃木、
(株)とちぎテレビ、栃木県市長会、栃木県町村会、(公社)栃木県看護協会、
日本労働組合総連合会栃木県連合会、(公社)栃木県経済同友会、
栃木県公衆衛生協会、(一社)栃木県医薬品登録販売者協会、栃木県配置薬協議会、
栃木県薬事工業会、ライオンズクラブ国際協会 3 3 3 - B 地区

4 実施事項

県は、市町、関係機関、各種団体等の協力を得て、次の事項を実施するものとする。

(1) 広報機関等による啓発宣伝

ア ラジオ放送

- ・県政番組の放送により広報を行う。

イ テレビ放送

- ・県政番組の放送により広報を行う。

ウ 広報記事の掲載

- ・広報紙「とちぎ県民だより」に記事を掲載し、広く県民に本運動の趣旨について広報する。
- ・新聞広告を掲載し、広く県民に本運動の趣旨について広報する。
- ・市町は、その広報紙に記事を掲載し、広く地域住民に本運動の趣旨について広報する。

エ その他

上記以外の広報紙及び広報媒体の活用により、広く啓発宣伝を行う。

(2) 啓発資料の配布による啓発宣伝

ア ポスターの掲示

企業、学校、病院、各種団体及び地域組織等に配布し掲示を依頼する。

イ 啓発資材の配布

薬務課及び健康福祉センターが中心となり、関係機関の協力を得て、各地域における啓

発宣伝のためのキャンペーン等を企画し、リーフレット及び啓発資材の配布などを行う。

(3) 地域における献血の促進

市町、各種推進団体等の協力を得るとともに、関係機関と連携を図りながら、街頭献血など広報を兼ねた献血を促進する。

(4) 運動行事の開催

ア 献血功労者表彰式（予定）

献血に功績のあった個人及び団体の表彰を行い、献血活動に対する県民意識の高揚を図る。

日程：令和5（2023）年8月3日（木）

場所：とちぎ男女共同参画センター ホール

イ その他

県内各健康福祉センターが中心となり、献血推進協議会や座談会等の行事を開催するものとする。

(5) 血液製剤の使用適正化の推進

医療機関への働きかけを行い、血液製剤の適正使用への理解と協力を求める。

(6) 若年層の献血者対策の推進

若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

(7) 組織的献血及び計画採血の促進

血液製剤の安定供給の確立のため、計画採血の重要性の普及を図り、地域・職域・学校等組織的献血の促進を図る。

(8) 複数回献血の促進

複数回献血者を確保するための献血メールクラブにおける情報誌の配布、健康相談の実施等、サービス提供に協力する。